

令和8年度  
学校いじめ防止基本方針



七尾市立和倉小学校

# — 目 次 —

<b>I いじめの理解</b> .....	2
1 いじめを捉える視点(いじめの定義)	
2 「いじめは笑いに隠される」	
3 いじめの四層構造	
4 いじめの心理	
5 犯罪につながるいじめ	
<b>II いじめに関する基本的な考え方及び基本姿勢</b> .....	5
1 基本的な考え方	
2 いじめ防止の学校目標	
3 いじめに対する措置	
4 発達支持的生徒指導と課題予防的生徒指導について	
5 いじめの早期発見	
6 いじめ問題発生時について	
7 いじめの解消について	
8 インターネット上のいじめへの対応	
<b>III 家庭・地域の役割</b> .....	15
1 家庭・地域を含めた連携	
2 保護者の責務等	
<b>IV 重大事態への対応</b> .....	16
1 重大事態について	
2 重大事態発生の報告	
3 重大事態の調査	
4 調査結果の提供及び報告	
5 調査結果を踏まえた必要な措置	
<b>V その他</b> .....	17
1 配慮が必要な児童についての対応	
2 検証方法について	
3 主な相談機関	
4 組織図	

# I いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

さらに、最近のいじめはスマートフォンや音楽プレーヤー、ゲーム機などの電子情報端末機器の普及により、一層見えにくくなっている。

## 1 いじめを捉える視点（いじめの定義）

<平成17年度「問題行動調査」まで>

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じている。



<平成18年度「問題行動調査」まで>

「いじめ」とは「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。



<平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 【留意点】

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- ・いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある

事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- ・行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った児童に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

- ・いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。下記のような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

＊好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合。

＊軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合。

ただしこれらの場合であっても、法が定義する「いじめ」に該当するため、「いじめ問題対策チーム」において情報共有することは必要である。

## 2 「いじめは笑いに隠される」

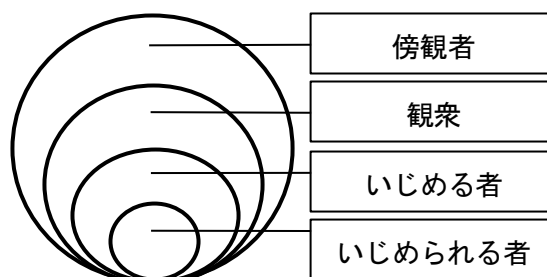
いじめ被害者は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を“冗談”や“遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を継続・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。

また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。

被害者が笑っていた。楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

## 3 いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二択関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



## 4 いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

## 5 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、児童に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

### 【いじめの態様】

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

### 【犯罪に該当する行為の事例】

- ・ 友達の腹を殴ったり蹴ったりする → 「暴行」(刑法第 208 条)
- ・ 顔面を殴打しあごの骨を折るけがを負わせる → 「傷害」(刑法第 204 条)
- ・ プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする → 「暴行」(刑法第 208 条)
- ・ 学校に来たら危害を加えると脅す・脅すメールを送る → 「脅迫」(刑法第 222 条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる → 「強要」(刑法第 223 条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる → 「恐喝」(刑法第 249 条)
- ・ 教科書等の所持品を盗む → 「窃盗」(刑法第 235 条)
- ・ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る → 「強盗」(刑法第 236 条)
- ・ 自転車を故意に破損させる → 「器物損壊等」(刑法第 261 条)
- ・ 校内や地域の壁や掲示板、インターネット上のサイトに実名を挙げて、「万引きをしていた」、「気持ち悪い」「うざい」などと悪口を書く → 「名誉毀損」(刑法第 230 条)  
「侮辱」(刑法第 231 条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、性器を触る → 「強制わいせつ」(刑法第 176 条)
- ・ 児童の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する  
→ 「児童ポルノ提供等」(児童買春・児童ポルノ禁止法第 7 条)

## Ⅱ いじめに関する基本的な考え方及び基本姿勢

### 1 基本的な考え方

- ・生徒指導の実践上の4つの視点（自己有用感、共感的人間関係、自己決定、安全・安心な風土の醸成）を活かした指導を行う。
- ・生徒指導提要に示されている2軸3類4層構造の分類に基づいて、全教職員の共通理解と合意形成のもと、学校・家庭・地域・各関係機関が連携してチーム支援体制を構築して指導する。

#### 平時からの基本姿勢

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。いじめの問題に対して毅然とした対応をとることを示す。
- ・児童一人一人を大切にできる意識や、教職員の日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。教職員自身が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないようにする。
- ・いじめが解消したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることもあることを認識する。継続して注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め情報を全教職員で共有する。児童が発するサインを見逃さないようにする。

### 2 いじめ防止の学校目標

- 道徳教育・体験活動等の充実を図り、いじめに向かわない態度・能力の育成を推進する。
- 一人一人が協力し助け合う学級づくりに努め、いじめの未然防止へとつなげる。
- 学校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校づくり」を推進する。
- いじめの「未然防止」・「早期的・積極的発見」・「早期的・積極的対応」に向けて、常に情報収集と情報交換を図り、平時からいじめ問題に備える。
- いじめ問題に組織的に対応し、児童が安心して学ぶことができる環境を整える。
- 実践的な職員研修の場を設定し、全教職員が生徒指導の専門的技術を身につける体制をつくる。
- PTAや関係機関・団体との協力体制を確立し、開かれた学校づくりを推進する。

### 3 いじめに対する措置

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ問題対策チーム」に対しいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。すなわち、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、「法」第23条第1項（\*参照）に違反し得る。

学校は、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、いじめに係る情報を適切に記録し、その結果を市教育委員会に報告する。

いじめの事実を確認した場合には、徹底して被害児童を守り通すとともに加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、被害児童、加害児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた児童に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努めることも大切である。

**\* 「法」第23条第1項**

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

**(1) いじめに対する組織的な対応**

いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ問題対策チーム」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教育委員会とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進する。

また、当該チームは、各学校の基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの未然防止に関する行動計画が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証など、各学校の取組についてPDCAサイクルで検証を担うこととする。

**① いじめ問題対策チーム（常設）について**

**ア 目的**

いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

**イ 構成**

- ・校長をトップに、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等、外部人材として、いじめ対応アドバイザー、スクールカウンセラー（配置校）等で構成するものとする。
- ・校務分掌上の位置付けは、特別委員会の扱いとする。

**ウ 機能・役割**

- ・「学校いじめ防止基本方針」の策定や見直しを行う。
  - ・年度ごとの行動計画を作成し、適宜評価・見直しを行う。
  - ・いじめの未然防止に関する取組（いじめを見逃さない学校づくり）を推進する。
  - ・児童会が主体となった取組を推進する。
  - ・いじめの早期発見・早期対応に関する取組（いじめ対応アドバイザーの活用）を推進する（いじめの認知力や問題への対応力の向上、アンケート実施、窓口等の設置）。
  - ・いじめ問題発生時における「個別案件対応班」の編制と指示を行う。
  - ・対応結果等を市教育委員会に報告する。
  - ・解消に至るまでの継続的な観察と指導や支援を行う。
  - ・「学校いじめ防止基本方針」を保護者や地域に周知する。（ホームページの掲載等）
  - ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく評価を行う。
- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。「学校いじめ防止基本方針」において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- ・市教育委員会の協力のもと、適切に関係機関（SC・児童相談所、七尾市教育支援センター等）と連携を進める。
  - ・市教育委員会の協力のもと、いしかわS&Pサポート制度を適切に活用するなどして、警察等の連携を図る。

**いじめ問題対策チームを「常設する」とは**

会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交・共有されている状態を指す。

そのために、校長等管理職に教職員や児童の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめ問題について正しい理解や鋭い感覚をもち、常にいじめ問題に即応できる体制を維持すること。

## ② 個別案件対応班について

### ア 目的

いじめ問題に対し、学級担任など特定の教員による抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

### イ 構成

- ・当該児童の学級担任や部活動顧問等、解消に向けて必要な者に、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。
- ・いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。

### ウ 機能・役割

- ・情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- ・具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- ・役割分担に沿った対応を進める。
- ・事態の進捗状況を適宜いじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。
- ・対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- ・対応の結果について整理し、記録に残す。

## 4 発達支持的生徒指導と課題予防的生徒指導について

### (1) 具体的な取組

#### ①わかる授業づくりの推進

- 「わかった・できた・使えた」が実感でき、児童一人一人が成就感や満足感をもてる授業の実践に努める。
- 学習の場における積極的な生徒指導（生徒指導の実践上の4つの視点：自己存在感、共感的な人間関係、自己決定、安全・安心な風土の醸成）に取り組む。

#### ②道徳教育や人権教育等の充実

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の推進
- いじめに関する資料に基づいた「考え、議論する道徳」の充実
- 魅力的な教材開発と地域の人材活用による道徳性の育成
- 人権講話・人権教室を通じた人権意識の育成
- 道徳の授業を通じた、児童の自己肯定感の高揚
- 薬物乱用防止教室、非行被害防止講座、SOSの出し方教育等の教育プログラムの実施

#### ③規範意識の育成

- 生活や学習の規律を定着させることで、規範意識を醸成させるとともに、児童が安全・安心して学ぶことができる環境を作る。
- 問題行動への毅然とした対応による責任と義務の指導を行う。

#### ④自己有用感や自己肯定感を育む取組の充実

- 異学年集団活動の縦割り班活動を日常的な活動や行事等で取り入れ、「お世話される体験」と、成長した後に「お世話する体験」の両方を経験し、自己有用感や自ら進んで他者とよりよく関わろうとする態度などを培う。
- 地域の先生による太鼓教室や大正琴教室等を実施し、幅広い大人から認められているという思いを味わうことができるようにする。
- 「あいさつ名人」等、子ども達が進んでチャレンジし、達成できる活動を設定し、自己肯定感

を高める。

#### ⑤児童会などが中心となる取組の充実

- 「いじめ防止集会」を開催し、「いじめゼロ宣言」などを採択する。
- 「いじめ防止集会」で、いじめに関する標語を学級ごとに発表し、全校児童が、一人一人自分事として「いじめゼロ」について考える。
- 「あいさつ運動」を児童会が中心になって行う。縦割り班、学級などを単位とし、玄関であいさつを交わし合う。今年度のあいさつテーマを「思いやり先あいさつ」とし、立ち止まり、顔と顔を見合わせ、礼をしながらあいさつし合う。

#### ⑥感動体験や体験活動を取り入れた取組の充実

- 音楽鑑賞や美術鑑賞等、友達と感動を共有できる体験を行うことで、豊かな心を培う。
- 地域の高齢者を学校に招く「ふれあい集会」を実施し、お年寄りの世話をしたり、おもてなしをしたりすることで、他人を思いやる心や、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
- 子ども園を定期的に訪問し、いろいろな人達と関わることで、温かい心を培う。
- 地域の方のお世話による野菜作りや米作り等を実施し、感謝の心を育む。

#### ⑦家庭や地域と連携した取組

- 「いじめアンケート」の調査結果を保護者や地域に周知するとともに、地域全体でいじめ問題に取り組む機運を高める。
- 「非行・被害防止講座」を実施し、「ネットいじめ」の事例などをもとに、いじめ問題に対する理解を深めるとともに、情報モラルやマナー、ネットトラブル防止に向けて、家庭や地域で果たすべき役割等について考える機会とする。
- 市内統一のいじめ調査を7月、12月、2月に保護者に向け実施する。
- 学校内にいじめ問題に関する相談窓口（教頭）を設置し、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時や放課後の遊びの様子を教えていただく体制を構築する。
- 地区民生委員・主任児童委員の方に、学校に訪問していただき、授業や休み時間の子どもの様子を参観してもらい、共に育てる意識を構築する。

#### ⑧情報モラルに関する指導

- 情報モラルリテラシーの指導やネットいじめの現状把握と指導を行う。

#### ⑨いじめ対応アドバイザーの活用

- 「いじめ問題対策チーム」に対する指導・助言をしていただく。
- いじめ問題に関する研修会に講師として招聘する。

#### ⑩相談箱（意見箱）、相談窓口の設置

- 相談箱を職員室前、保健室前に設置し、児童が話し相手を選んで、悩みを相談できるようにする。
- 教育相談 C、養護教諭を相談窓口として、「いじめ何でも相談室」を保健室に設置し、児童が何でも相談できるようにする。

### (2) 各担当の行動内容

#### 《生徒指導主事》

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・昼休みなど休み時間の校内見回りや、放課後の校区巡回等において、児童が生活する場の異常の有無を確認する。
- ・学校、家庭、地域が一体となった指導を進めるため、関係機関・団体との連携を積極的に進

める。

#### 《特別支援教育コーディネーター》

- ・校内の生徒指導体制との連携など、総合的に児童への対応を図る。学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担う。

#### 《学級担任及び級外》

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童の示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・授業中に言葉をかけたり、休み時間に一緒に遊んだりするなど、可能な限り子どもたちと積極的にふれ合うようにする。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- ・児童や保護者からの相談や訴えについては、どんな些細なことでも誠意をもって対応する。

#### 《養護教諭》

- ・保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何かが違うと感じたときは、その機会をとらえ、悩みを聞く。
- ・学級担任が気付きにくい児童の様々な問題の把握に努め、「心の居場所」づくりを進める。

#### 《教育相談コーディネーター》

- ・スクールカウンセラーとの連絡・調整を行う。
- ・3～6年の全員面談を行う。
- ・SOS の出し方教育等の教育プログラムを行う。
- ・気になる事例把握のための会議を開催する。

#### 《管理職》

- ・児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる「何でも相談室」を常設し、適切に機能しているか、定期的に点検する。

### (3) 行動年間計画 [別紙]

## 5 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、子どもの些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守っていく。

### (1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・日ごろから児童の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

- ・生活ノートや日記などを活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

## (2) 児童向け定期的なアンケート調査の実施

- ・毎月いじめアンケート調査を実施する。
- ・学期に1回（7月、12月、2月）は詳しいアンケートを実施する。
- ・7月、12月、1月のアンケートは、家庭で保護者と一緒に記入するようにする。

## (3) 教育相談の充実

- ・6月（4・6年）、7月（3・5年）を「個人面談週間」とし、アンケート調査をもとに、全児童への面談を実施する。9月～3月は、希望者といつでも面談できるように設定する。
- ・児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。
- ・児童及び保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整える。

## (4) 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、児童は様々な悩みや不安にとまなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表しています。教師は、一人一人の児童が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

<学校での活動から> ※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見する機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)
朝の会	○遅刻・欠席が増える ○表情がさえず、うつむきがちになる ○始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○出席確認の声が小さい
授業の開始時	○忘れ物が多くなる ○用具、机、椅子等が散乱している ○一人だけ遅れて教室に入る ○涙を流した気配が感じられる ○周囲が何となくざわついている ○席を替えられている
授業中	○正しい答えを冷やかされる ○発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ひどいアダ名で呼ばれる ○グループ分けで孤立することが多い ○保健室によく行くようになる ※不まじめな態度で授業を受ける ※ふざけた質問をする ※テストを白紙で出す
休み時間	○一人でいることが多い ○わけもなく階段や廊下等を歩いている ○用もないのに職員室等に来る ○遊びの中で孤立しがちである ○プロレスごっこで負けることが多い ○集中してボールを当てられる ○遊びの中で、いつも同じ役をしている ※大声で歌を歌う ※仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	○食べ物にいたずらをされる ○グループで食べる時、席を離している ○その子どもが配膳すると嫌がられる ○嫌われるメニューの時に多く盛られる ※好きな物を級友に譲る
清掃時	○目の前にゴミを捨てられる ○最後まで一人でする ○椅子や机がぼつんと残る ※さぼることが多くなる ※人の嫌がる仕事を一人でする

放課後	<ul style="list-style-type: none"> <li>○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている</li> <li>○顔にすり傷や鼻血の跡がある</li> <li>○急いで一人で帰宅する</li> <li>○用事がないのに学校に残っている日がある</li> <li>※他の子の荷物を持って帰る</li> </ul>
-----	--

<注意しなければならない児童の様子>

様子等	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活気がなく、おどおどしている</li> <li>○寂しそうな暗い表情をする</li> <li>○手遊び等が多くなる</li> <li>○独り言を言ったり急に大声を出したりする</li> <li>○視線を合わさない</li> <li>○教師と話するとき不安な表情をする</li> <li>○委員会や学級の係等でやる気が感じられなくなる</li> <li>※言葉遣いが荒れた感じになる</li> </ul>
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教科書等にいたずら書きされる</li> <li>○持ち物、靴、傘等を隠される</li> <li>○刃物等、危険な物を所持する</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる</li> <li>○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある</li> <li>○インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる</li> <li>○飼育動物や昆虫等に残酷な行為をする</li> <li>○下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている</li> <li>※校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる</li> </ul>

(5) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から、児童の家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要があります。

観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。</li> <li>○ 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)</li> <li>○ 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。</li> <li>○ 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。</li> <li>○ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。</li> <li>○ 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。</li> <li>○ 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。</li> <li>○ いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。</li> <li>○ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。</li> <li>○ 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。</li> <li>○ 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。</li> <li>○ ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。</li> <li>○ 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。</li> <li>○ 転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。</li> <li>○ 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。</li> <li>○ 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。</li> <li>○ 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。</li> <li>○ 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。</li> <li>○ 投げやりで、集中力がわからない。ささいなことでも決断できない。</li> <li>○ テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。</li> </ul>

6 いじめ問題発生時について

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底するとともに、いじめている子ども、いじめられている子ども双方の家庭に、いじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

### (1) いじめ問題発生時について

「いじめ」が認められた場合、ただちに解決のための行動をとる。

- ① 主に担任は、ただちに校長・教頭あるいは生徒指導主事にその概略を報告する。
- ② 報告を受け、速やかに「いじめ問題対策チーム」で対応策を決め活動を開始する。

※いじめの進行段階を下記のように定め、対応を決定していく。

《「いじめ」のレベルと対応》

レベル	実 態	対 応
1	悪口を言われる・からかわれる。	全校体制で早期対応する。 教育委員会に報告する。 ※ここで食い止めるように最大の努力をする。
2	仲間はずれにされる・無視される。	
3	レベル2が継続して行われる。または、叩く・蹴るなどの身体的苦痛が伴う。	教育委員会の指示を仰ぎながら対策を考え対応する。
4	いじめが原因で不登校になる。または、保護者・本人がいじめを苦に転校を検討し始める。	教育委員会・各専門機関と連携し、指示を仰ぎながら対応する。
5	「死」を口にしたり、自傷行為をしたりする。	

### (2) いじめられている子どもへの対応

- ① いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢及び安心安全を確保するための具体的な対応を講じる。
- ② 上記の姿勢及び今後の対応（いじめ事案からの救出と関係性や学校生活の回復）の見通しを当該児童に伝える。
- ③ 教職員の相談担当を伝え、安心につなげる。
- ④ 決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを伝える。
- ⑤ いじめの事実関係を正しく把握する過程の中で、冷静に子どもの気持ちを十分に受容し、共感的に受け止め、心の安定につながるようにする。
- ⑥ いじめた子どもの謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ⑦ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信をもたせる。
- ⑧ いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。
- ⑨ 心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症が見られた場合は、市教育委員会に報告し、指示を受ける。

### (3) いじめられている子どもの保護者への対応

- ① いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ② 家庭訪問をしたり来校を求めたりして、話し合いの機会を早急にもつ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ③ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ④ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。

⑥家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

#### (4) いじめている子どもへの対応

- ①まず、いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- ②当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ④いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- ⑤いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ⑥いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑦十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている子どもを守るために、いじめる子どもの保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった子どもには、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。

#### (5) いじめている子どもの保護者への対応

- ①いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、つらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ②教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ③いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ④子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

#### (6) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた子どもたちに対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ②はやしたてるなど同調していた子どもたちに対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

## 7 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の二つの要件を満たす必要がある。ただし、以下の要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も考慮し、「いじめ問題対策チーム」で判断し、市教育委員会の確認を適宜得ることとする。

## (1) 解決の要件

### ①いじめに係る行動が止んでいること

被害児童に対する、心理的・物理的な影響を受けていない状態が少なくとも3か月は続いていること。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要される場合は、「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定するものとする。

### ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

## (2) 解消後の見守りの重要性

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害児童及び加害児童については日常的に注意深く継続して観察する必要がある。

## 8 インターネット上のいじめへの対応

携帯電話やスマートフォンなど無線 LAN を利用してインターネットに繋がる電子情報端末機器の普及に伴い、安易にインターネット接続できる環境が拡大しており、児童にとっては、これまでに以上に莫大な情報に接する機会が増えてきている。また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、インターネット上のいじめ未然防止に努めていく。さらに、児童に適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進めていく。

### (1) インターネット上のいじめの特徴について

- ①不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短時間で極めて深刻なものになる。
- ②一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となる。
- ③匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ④インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ⑤インターネット上に一度流出した個人情報等は、複製が容易であることから回収・消去することが極めて困難であるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ⑥保護者や教師等の身近な大人が、子どもの携帯電話・スマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。
- ⑦子どもの利用しているサイト等を詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ⑧パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、メール等を利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ⑨グループチャット機能のあるアプリにおいては、グループから外されるという行為が散見される。

### (2) インターネット上のいじめの未然防止・早期発見について

- ①児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため、学校や地域の実態及び児童の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する。

- ②教職員が、インターネット上のいじめについて理解するとともに、保護者においても理解を求めていく。
- ③インターネット利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。
- ④児童が悩みを抱え込まないよう、学校内に児童が相談しやすい環境を作るとともに、例えば法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付などの関係機関の取組についても周知する。
- ⑤保護者は、防犯・防災その他特別な目的のために使用する場合を除き、小学生には携帯電話等を所持させないよう努めてもらう。
- ⑥保護者は、児童に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう努めてもらう。

### (3) インターネット上のいじめの対応について

- ①インターネット上のいじめの対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。市教育委員会とともに、保護者や関係機関と連携して、迅速に対応していく。
- ②被害児童及び保護者の了解のもと、発見の経緯や書き込み者の心当たりの有無、他の児童の認知状況等を確認するなど事実確認を行う。
- ③インターネット上の不適切な書き込み等については、アドレスや内容を一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。書き込み者が特定できた場合は、当該者に書き込みを削除させる。特定できない場合は、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。  
(削除依頼の手順については、「石川県いじめ防止基本方針」p30に基づくものとする。)
- ④名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、掲示板の管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとるとともに、必要に応じて警察や法務局の協力を求める。
- ⑤児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに市教育委員会に報告を行うとともに、七尾警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑥書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害児童の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る。

## Ⅲ. 家庭・地域の役割

### 1 家庭・地域を含めた連携

- ・国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。
- ・児童からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる必要がある。
- ・PTAなどの関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

### 2 保護者の責務等

- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。(「法」第9条第1項)
- ・保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護

するものとする。（「法」第9条第2項）

- ・保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。（「法」第9条第3項）

## IV. 重大事態への対応

### 1 重大事態について

「法」第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

なお、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと判断できないことに留意する。

### 2 重大事態発生時の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。報告を受けた市教育委員会は、その事案の調査を行う主体等について判断するとともに、速やかに市ならびに県教育委員会に報告する。

### 3 重大事態の調査

#### ①学校が調査主体の場合

- ・市教育委員会の指導・助言のもと、速やかに学校の下に、重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、専門知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するようにする。そのため、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加え、調査に当たる。
- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し明らかにする。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う。
- ・これまでに先行して調査を実施している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

- ②市教育委員会が調査主体の場合 ・市教育委員会の下に置く附属機関「七尾市いじめ問題調査委員会」が調査を行う。なお、附属機関の構成委員に、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するものがある場合は、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性を確保するようにする。また当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加え、調査に当たる。
- ・学校は、市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

#### 4 調査結果の提供及び報告

##### ①調査結果の提供

- ・学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることはせず、適切に提供する。
- ・当該児童や保護者に調査結果を提供する機会があることを念頭に置き、必要に応じて、調査に先立ち、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する。

- ②調査結果の報告調査結果については、公立学校に係る調査結果は当該地方公共団体の長に報告する。

#### 5 調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会及び学校は、調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

## V. その他

### 1 配慮が必要な児童についての対応

- ・発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国に繋がる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

## 2 検証方法について

- ① 学期毎のいじめ調査によっていじめの実態把握をするとともに、対象児童に関しては速やかに面談を行う。
- ② 1 学期、2 学期にネットトラブルアンケートを5、6年に実施し、実態を把握する。
- ③ 年間2回、Q Uテストを行って各学級の間関係を探り、状況に応じた対策を実施する。
- ④ 各教科のいじめや人権に関する単元を拾い出し、学級毎に計画的に指導を行うことで未然防止へとつなげる。

## 3 主な相談機関

相談機関	電話番号	受付時間
24 時間いじめ相談テレホン	0570-078310 076-298-1699	24 時間受付
石川県こころの健康センター	076-238-5761	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金 9:00～17:00
石川県七尾児童相談所	0767-53-0811	月～金 8:30～17:45
子どもの人権110番（金沢地方法務局）	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
いじめ110番（県警少年サポートセンター）	0120-617-867	24 時間受付
七尾市教育研究所	0767-52-9110	月～金 9:00～16:00
七尾市家庭児童相談室	0767-53-8445	月～金 8:30～17:15
「オアシスライン」七尾市・中能登町	0767-52-0783	月～金 13:00～16:00
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00

## 4 組織図

－児童が安全・安心して学ぶことができる環境－

- ①いじめを見逃さない学校
- ②命と人権を第一に考える学校
- ③外部に開かれた風通しのよい学校
- ④一人一人を大切にされた学校・学級経営
- ⑤道徳教育・体験活動の充実

・・・共通理解・・・

- ①いじめの未然防止を基本とした対応が寛容である。
- ②いじめの早期発見・早期対応に努める。
- ③いじめがあった場合、迅速かつ丁寧で組織的な対応を心がける。
- ④児童や保護者との信頼関係を考えた対応が大切である。
- ⑤いじめがあった場合、管理職（市教委）への速やかな報告・連絡・相談が必要である。

